

二、各種の募集に於て労働者ノ監視を怠るべからざることを期す  
 三、おのれ他名ノ借手能指発弁の上直ちに互係するべき事  
 四、労働協約中ナリシカ橋に在ルハ三六ノおのれ生以全ク防  
 止せらるゝ出初日ノ控し(見)は賃野船進歩ノ職ニ規則  
 一、預備員募集ノ下段ニ即初物ノ掛布し全控者並ニ奮田  
 起し位し(一)職ニ規則ヲ改正せ(二)懲戒調査ニ對し労働者  
 代表者及カモシヨリ等ノ要求ノ提出し(三)橋ノ利用シ全  
 控者並ニ解雇問題ニ對し解決ヲ付テトシ(四)募集動中ニシテ  
 控者並ニ(一)サシ之反御者有テ(二)如し高在御之ニ(僅カニ十  
 数名)と過カス他御名トノお全ニ目下ノ急共同募集し出ツ  
 ハカルヤ形跡無キルノ事極化スカカナリ(三)目下ノ如  
 ナリト御之ん

職ニ規則 按萃

五十五條、職ニ左ノ各号トシテ改定スルハ、労働停止等ニ對  
 係スル

係スル

- 一、刑罰に能スルヲ
- 二、坊内ノ秩序ヲ紊ル又ハ凡レノ實ニ川方ヲ云々ニ事  
 サレトシ若クハ内サシメ云々
- 三、命令に秘密ヲ悔悛シ又ハ不利登ヲ請フ者ハ命令に換  
 實ヲ照スルニ
- 四、所ナリシニ在リ籍ノ地位ノ雇傭ト急シ云々ノ  
 出業ノ功ニ際シ上キノ命ヲ反抗スルヲ
- 五、他人ノ職務執行又ハ就業ヲ妨害スル者

分中条 九ノ各号一ニ改定スルハ、退職セシメ下ルニシ